町

町村の購読料は会費 の中に含まれております

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955 発行人 谷合靖夫:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 http://www.zck.or.jp

週

が希薄な点である。 的地域単位としての集落の位置づけ 少なくない。 しかし、農山村の現実を考える この議論には詰めるべき課題が 特に問題なのは、 周知のように、 基礎

政・狭域自治」を、合併下の地方自治 る。そして、このような「広域行 側面に光をあてた点で評価でき 対して、あらためて「住民自治」の

切り札」と考える向きもある。

閑話休題

村

ら議論されていた。しかし、 7 ロッパでの実践もあり、 しようとするこの議論は、 に地方政府機能の 住民のより身近なレベル 近隣政府」をめぐる論議 一部を構築 古くか

論議に終始しがちな市町村合併に 急速に耳目を集めている。 なる市役所」への代替策として、 こうした議論は、表面的な利害 市町村合併によって、「遠く

も

う

行には限界があろう。度の集落規模では、名 みが、 あるいは、その「一戸一票」の仕組化、高齢化による脆弱化が著しい。 る面もある。 だが、こうした集落機能も、 また、

が担っていることはごく普通に見ら水路等の地域資源の維持管理を集落 ことは一般的である。また、道路や れる。つまり、 農山村では、 原型として存在している。 かわる意志決定に、集落がかかわる 地域の重要な方途にか 集落には自治機能が

例である。 うとする動きが進んでいる。 治機能を、 興協議会」「行政区」が、その先発事 高宮町や同県・作木村でみられる 能を旧村や小学校区単位に拡げよ そうした状況の中で、 心に、他の地域にも存在する。の取り組みは、中山間地域を中 ることが試みられている。 ら、新たな地域単位で再構築す 『山村における「近隣政府」 その限界を踏まえなが そこでは、集落の持つ自 集落の自 の



冬の日差し

つ **ത** 近 ß粦 政 府

東京大学大学院 助教授

小田切

体的イメージがここにある。

女性や若者の参画を妨げてい 多様な自治の遂 二〇~三〇戸程

えた「近隣政府」の提案が、 も呼ぶことができよう。 階にある「もう一つの近隣政府」れている議論に対して、既に実践に、都市サイドから抽象的に提案 に求められているのである。 これらの活動の実践的教訓を踏ま つの役場」と呼ばれている。 都市サイドから抽象的に提案さ こうしたチャレンジは「もう」 近隣政府」と、既に実践段 農山村

活 全国町村会定期総会開く 動 ŧ 情 報 想 町を想う埼玉県児玉町長 小柏儀一.....(15) 随

全国町村会定期総会開く

優良町村や自治功労者を表彰



同定期総会には、各都道府県町村会の正副会の全国町村会館で定期総会を開催し、優良町村会国町村会は一月三十一午前十時から、東京

長・事務局長及び被表彰者など約二〇〇人が出

出席した若松謙維総務副大臣、山崎力参議院総添田町長)の開会あいさつに続いて来賓として定期総会は、山本文男全国町村会長(福岡県

が、自治功労者として一一、七六四人が表彰さり、優良町村として千葉県富浦町など七一町村つづいて優良町村と自治功労者の表彰に移

らそれぞれあいさつがあった。

務委員長、安原保元全国町村議会議長会会長か

て中野學司青森県鶴田町長が謝辞を述べた。 おま 登井啓一郎栃木県河内町収入役、 一般職部: 釜井啓一郎栃木県河内町収入役、 一般職師村会長の部: 飲塚厳群馬県鬼石町総務課長、 系統町村会事務局長及び職員の部: 加藤勝紀秋田県町村会共済事業課長) に山本会長から表彰状と記念品が贈られた後、優良町村を代表して遠と記念品が贈られた後、優良町村を代表して遠と記念品が贈られた後、優良町村を代表して遠と記念品が贈られた後、優良町村を代表して遠と記念品が開発を述べた。

森彌干葉大学教授より講演があった。 総会終了後、「いま町村は訴える」と題して大報告し、総会を終了した。

村会一般会計予算報告についてそれぞれ説明・

村会一般会計決算報告、年一月~同年十二月)、

その後、議事に入り、

平成十五年度全国町平成十三年度全国町

会務報告 (平成十四

会長あ

しり

さつ

存亡の危機に積極果敢な対応を

全国町村会長

Щ

本

文

男



本日ここに、 山崎参議院総務委員長、 定期総会を開催い 若松総務副大 安原

町

上げます きましたことに心から感謝を申し 本総会のため遠路ご出席をいただ おかれましては、ご多用の中、

この総会におきましては、 優良

町村自治は存亡の危機にあ

考えております。

皆様方のなお一

活

申し上げます。

くお礼申し上げます。 りにもかかわらずご臨席を賜り厚 ましては、公務極めてご多端の折 全国町村議会議長会会長におかれ たしましたところ、

また、各都道府県の代表の皆様 ると言わざるを得ません。

を表するとともに、 あり、ここに深く敬意と感謝の意 されたご功績が評価されたもので 年に亘り重要な職務を全うされ、 表彰を受けられます皆様には、 うことと致しておりますが、 町村自治の振興発展に大きく貢献 対並びに自治功労者の表彰を行 心よりお祝い 本日 永

合併の強制や明確な根拠も示さ

も言うべき地方交付税の財源保障 うな議論まで行われております。 形で進められている中にも自主的 境は、停滞を続ける経済や、 の見直し論も出てきており、 果てはその存立さえも否定するよ 町村の権限を制限・縮小したり、 あり、関係各方面では、小規模市 町村合併が半ば強制的とも言える いほど厳しい状況にあります。 な雇用環境の悪化など、かつてな に合併を促進している町村も多く また、町村財政にとって柱石と さて、現在の町村を取り巻く環 深刻 まさ 市

> 国家的役割を果たしてきておりま かん養、自然環境の保全等重要な これまで、食料の供給、 に存在する二、五四二の町村は、 国土の七割を占める農山村地域 水資源の

維持は出来ず、また、我が国の繁 じて容認できません。 け、切り捨てると言った議論は断 に能力がないと一方的に決めつ ないまま、 町村の繁栄無くしては、 町村は小規模なるが故 、国土の

私どもの考え方を広くアピール 自治確立総決起大会」を開催し、 全国町村議会議長会と共に「町村 二十五日に日本武道館において、 知のとおり、全国町村会は、 ければならないと存じておりま て積極果敢な対応を行って行かな 付税の確保や、税源移譲等に向け 営に支障が生じないよう、 銘じて、今後とも町村の行財政運 栄も有り得ないと言うことを肝に このような状況を踏まえ、ご承 国民的な世論を喚起したいと 地方交

申し上げる次第であります。 層のご支援とご協力を切にお

ります。 れぞれの地域の実情に沿った個性 安らぎを実感できる地域社会を築 展開することが何よりも重要であ あふれる行政を自主的・自立的に 行政主体である地方公共団体がそ いていくためには、 国民一人ひとりが真の豊かさと 地域の総合的

発な政務活動を展開していく所存 域社会が形成されるよう一段と活 受け止め、その果たすべき役割を でございます。 とゆとりの実感できる活力ある地 との連携を密に保ちつつ、豊かさ 十分に認識し、各都道府県町村会 山積する困難な課題を真正面から 全国町村会といたしましては、

げ 方の格別のご協力をお願い申し上 が円滑に運営が行えますよう皆様 終わりに臨み、 開会のご挨拶と致します。 本日の定期総会

来賓 あ l١ さつ

地方の自立へ向けた 改革の実現に積極的に取り組

総務大臣代理 総務副大臣 若 松 謙 維



に当たり、 全国町村会定期総会が開催される 一言ごあいさつ申し上げ

町

心からお喜びを申し上げます。 る表彰をお受けになられる皆様方に 敬意を表するとともに、本日栄えあ 村長の皆様方に対しまして、心から 発展のためご尽力いただいている町 身近に接し、日ごろから地方自治の の重責を担われ、住民の方々と最も はじめに、各町村にあっては首長

することが見込まれていることか の原資となる国税収入が大幅に減少 度においては、地方税収入や交付税 厳しい状況にあります。平成十五年 さて、地方財政は引き続き極めて

> 分は一般会計からの繰り入れによ 会計借入金を全廃した上で、 財源不足が見込まれております。こ 画的な抑制を図ることに最大限努力 ら、歳出全般にわたり徹底した見直 確保しております。 補てんすることとし、必要な財源を り、地方負担分は特例地方債により の財源不足に対しては、交付税特別 いたしましたが、通常収支において しを行うことにより、歳出規模の計 一三・四兆円という過去最大規模の 国負担

収は、地方税の減収については減税 税制改正における先行減税に伴う減 より補てんすることとしておりま の減収については特別会計借入金に 補てん債の発行により、地方交付税 り措置するとともに、平成十五年度 ついては、従来の補てんルールによ また、恒久的減税に伴う減収額に

財政対策債を加えた額は、 様に一般財源として使用できる臨時 五%減少いたしますが、交付税と同 常収支において特別会計借入金を全 総額は一八兆六九三億円となり、通 廃したことにより、前年度比で七・ 今回の対策の結果、地方交付税の 前年度比

> に確保されたものと考えておりま 負う事務事業の実施に支障を生ずる となり、明年度に地方団体が責任を ことがないよう、所要の財源が適切 五・一%増の二三兆九、三八九億円

いては、 国庫負担補助金の一般財源化分と併 といたしております。 去例のない効率で国が負担すること しており、全体の八分の七という過 特例交付金と地方交付税により確保 せてその財源は暫定措置として地方 度は共済長期負担金等に係る部分を することなどを前提として、十五年 般財源化することとし、その他の また、義務教育費国庫負担金につ 地方の自由度を大幅に拡大

引き上げ、地方への税源移譲を実現 いたしました。 譲与割合を四分の一から三分の一に 源措置として、自動車重量譲与税の 備に対する地方負担の導入に伴う財 補助負担金の見直し及び高速道路整 さらに、市町村道整備に係る国庫

す 組んでまいりたいと考えておりま 源確保のための措置は、三位一体改 た大きな改革の実現に積極的に取り 譲をはじめとする地方の自立へ向け 後、今年夏頃に予定されている三位 革の「芽出し」となるものです。 補助負担金の見直しとその地方税財 | 体改革案の取りまとめと、税源移 これら十五年度予算における国庫 今

積極的な取り組みをお願いいたしま

形標準課税制度を創設し、十六年度 年度に資本金一億円超の法人を対象 税への外形標準課税の導入は、十五 として外形標準の四分の一とする外 から適用されることとなりました。 都道府県の基幹税である法人事業

現行制度を堅持したところでありま 折、本税の安定確保が不可欠との観 点から、皆様方からのご要望どおり 減税要望の強い中、地方財政厳しき また、固定資産税につきましては、

進してまいりたいと考えております の期限である平成十七年三月までに ます。今後とも、市町村合併特例法 めて重要な課題であると考えており の規模・能力の強化を図ることが極 す。このため市町村合併により、そ はますます重要なものになってきま 展に伴い、住民に身近な総合的な行 ります。今後、地方分権の一層の進 り、とりわけ「市町村の時代」であ での皆様方におかれても、 村合併をより一層強力に積極的に推 十分な成果が上げられるよう、市町 政サービスを提供する市町村の役割 二十一世紀は「地方の時代」であ 引き続き

の皆様方のご意見も承りながら、総 すが、こうした議論を踏まえ、現場 査会などで議論が進められておりま 在り方については、現在地方制度調 また、これからの基礎的自治体の

務省として検討してまいります。

活 動

申し上げます。

まず、ご列席の皆様には地域社会

会を代表して、一言お祝いの言葉を 会の開催に当たり、参議院総務委員

平成十四年度全国町村会の定期総

当たっては、個人情報の保護を徹底 いいたします。電子自治体の推進に 必要となりますので、ご協力をお願 ビスが開始されるよう所要の準備が の発行等を行う、公的個人認証サー 村と都道府県が連携して電子証明書 用される平成十五年度中には、市町 ンライン申請・届出等が本格的に運 関係三法」が成立いたしました。オ 推進のための行政手続オンライン化 年十二月「電子政府・電子自治体の 電子自治体の推進については、 情報セキュリティ対策を十分に 昨

> いて、個人情報保護条例の制定やセ 組むことが必要です。各自治体にお の積極的な取り組みをお願いいたし キュリティポリシー の作成を行う等 講じながら電子自治体の推進に取り

子自治体構築の基盤として不可欠な システムについては、電子政府・電 ころ極めて順調に稼働しておりま の八月五日にスタートし、 ものですが、第一次サービスが昨年 また、住民基本台帳ネットワーク 今年八月からは住民票の広域交 転入転出の特例、住民基本台帳 現在のと

> す き続きのご尽力をお願いいたしま スが始まりますので、関係各位の引 カードの交付といった第二次サービ

安全対策の推進、救急救命士の処置 を今国会に提出する予定であるほ の消防組織法及び消防法の改正法案 消防設備に係る性能規定化等のため 模・特殊災害への対応体制の強化 災害や事故の態様が複雑多様化する 範囲の拡大、消防団や自主防災組織 か、小規模雑居ビル等に対する防火 消防・防災対策といたしましては 緊急消防援助隊の充実等の大規

> 考えております。 策の充実強化を図ってまいりたいと の充実等、消防防災全般にわたる施

まいりたいと考えております。 となって、 地域社会の発展のため、皆様と一体 し述べてまいりましたが、活力ある 以上、当面する諸課題について申 地方自治の確立に努めて

たしまして、 村会のますますのご発展をご祈念い 皆様のより一層のご活躍と全国 私のあいさつといたし

方税財源の充実強化に最大限尽力

地

参議院総務委員長 Щ 崎 力

夜ご尽力をいただいておりますこと らお祝いを申し上げます。 村と自治功労者の皆様に対し、 地方自治の発展へのご貢献が認めら の発展と住民福祉の向上のため、 また、本日この後、永年にわたる 表彰の栄誉に浴されます優良町 心から感謝申し上げます。 心か 日

況の中で、現下の地方財政は極めて 厳しい状況にあり、地方財政の再建 行政需要への対応が求められており 施など少子・高齢社会への対応を始 め、地方分権の進展に伴い増大する さて、今日町村には介護保険の実 しかしながら、長引く経済不 玉

> 欠であると考えております。 財政運営を確立することが必要不可 ある財政調整機能を堅持し、各地方 ともに、地方交付税の本来の役割で するためには、地方への税源移譲と おりますが、真の分権型社会を実現 体の改革」が政府により推進されて 付税制度の見直し、という「三位 譲を含む税財政制度の改革、 公共団体による自主的・自立的な行 庫補助負担金の廃止・縮減、 地方交 税源移

まいる決意であります。 化を図るため、 といたしましても、法律案や予算の ましたが、私ども参議院総務委員会 審査等を通じ、 去る二十日に通常国会が召集され 最大限の努力をして 地方税財源の充実強

関し、最近、地方制度調査会の西尾 試案が注目されておりますが、 なお、避けて通れない合併問題に

> りのない判断が必要と考えます。 なされ、地方自治推進の観点から誤 につきましては、今後十分な議論が

題を理解していただき、納得いく十 強化に向けてご努力されんことを強 の時代」にふさわしい行財政基盤の 改革に自主的に取り組み、「市町村 引き続き合併を含む徹底した行財政 せてお願いする次第であります。 分な議論を尽くした上での対応を併 くお願いいたします。また、その際 にはまず住民の皆様方に十分この問 その上で皆様におかれましても、

の言葉といたします。 躍をお祈り申し上げまして、 もに、ご列席の皆様のご健勝とご活 ますのご発展を祈念いたしますとと 終わりに臨み、全国町村会のます

は喫緊に課題となっております。

町

厳 層の連

全国町村議会議長会会長

安

原

保

元





たり、 す して一言ごあいさつ申し上げま 町村会定期総会が開催されるに当 本日ここに、平成十四年度全国 全国の町村議会議長を代表

ります より敬意と感謝を表する次第であ いでおられますことに対し、衷心 住民福祉の増進と地域の発展のた 府県会長並びに関係者の皆様に はじめに、 日夜献身的な努力と情熱を注 平素町村行政の中枢にあって 本日ご出席の各都道

協力を賜っておりますこと、この 議会議長会に、 同時に、 日ごろから私ども町村 格別のご理解とご

であります。

加えて、十二月には

とんでもない建議が示されたわけ 財源保障機能を廃止するという、 のであります。

しかも財政制度等

審議会からは、地方交付税制度の

場をお借りして厚く御礼申し上げ

ľĆ 者表彰の栄に浴されます皆様方に 受けになる優良町村及び自治功労 し上げます。 また、 今後一層のご活躍をお祈り申 深く敬意を表しますととも 本日晴れの全国表彰をお

ħ の町村を「解消」しようとする を裏切るものでありました。 めた「意見」は、 月に地方分権改革推進会議がまと だ年でありました。すなわち、十 とって大変由々しき提言が相次い 三位一体の改革を願う我々の期待 税源移譲には全く触れておらず、 Ļ 私案」が地方制度調査会に提出さ さて、 我々に強い危機感を抱かせた 十一月には一定人口規模未満 昨年という年は我々町村に 昨年を振り返ってみます 国から地方への ま

予定といたしております の断固堅持」の三項目を決議する の実現」そして「地方交付税制度 政制度の将来像の明示と税源移譲 ますが、「町村自治の確立」「税財 会を開催することにいたしており 議長会は、来る二月七日に定期総 のであります。我々全国町村議会 ζ 自己決定・自己責任の原則に立っ る税財政制度の将来像を踏まえ、 を選択するかは、自治の基盤であ 本来、 町村が自主的に判断すべきも

います。 あります。 全員が、共通にお持ちのことと思 Ιţ 危機にあります。この危機意識 今、まさに町村の自治は存亡の 本日お集まりの町村長の皆様 我々はもっと怒るべきで

す

きるものではありません。 みにじるものであり、到底容認で 提言は、全て我々町村の自治を踏 ころであります。こうした一連の 完させるとする提言が示されたと の町村の事務は窓口業務に限定 自由民主党から、 その他の事務は他の団体に補 人口一万人未満

町村がいかなる行政体制

とにいたした次第であります。 局「今や手をこまねいている時で 相談させていただきましたが、 に総決起大会を共同で開催するこ との思いから、来る二月二十五日 はない。 昨年来、 断固立ち上がるべきだ. 山本会長といろいろと

せようではありませんか。 実確保」のためぜひ大会を成功さ 自治の確立」と「地方税財源の充 たことと思います。 催するということは今までなかっ 恐らくこのような大会を共同開 皆様、「町村

後一層町村長の皆様方と連携して 巻く厳しい状況を考えます時、 はありますが、現下の町村を取り いく必要があると存じます。 私どもは議会に身を置く立場に 今

お祝いのごあいさつといたしま のご発展と本日ご出席の皆様方の 一層のご健勝を祈念いたしまして おわりに全国町村会のますます 力とご支援の程よろしくお願い申

どうか今後ともより一層のご協

し上げます。

山秋宮

形 田

7 平成15年2月10日 活 動



優良町村代表 千葉県富浦町長 遠藤一郎氏

北

第2427号

城 手 森 同 同

福石富 京 岐 潟 同 梨 京同同 阜 同同野 山同同 上水内郡 下伊那 南都留 中巨摩 木 羽 部 田 斐 曽 条 沼 水 丹日石大一佐小大三日壳河山下青朝刈道白松神東夷富吹万藤東 波野部田宮屋坂野水義木野中海日羽志根田島庄隅浦上場原海 町町町町町町町町村村村町村町村村町町町町町町町

茨

良庫阪 同同岡 知 同川 島同口同 本 仲多度 天 球 下 西 麻厚玖神 I彼杵郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 多 宮 住 佐 安 武 五 錦 美 時 白 鞍 遠 新 大 土 琴 高 川 楠 由 三 世 灘 三 西 青 湯 花 三 日 河 津石手賀宮方居南瀬島 宇和羅先隅伯谷浅園宅高南

釧路町長

歌登町長 熊石町長

芽室町長 世級町長

[北海道]

青森県鶴田町長 中野掔司氏

(福島県)

八幡町長

遊佐町長

司英郎

〔群馬県〕

[新潟県]

鬼石町長 (4期) (5期)

П

茂

山子

俊 由

彦 征

浅川町長 (5期)

五

大間々町長

藤越田村

次夫次守

 津南町長
 牧村長
 月潟村長

 京ヶ瀬村長
 期
 中

 京ヶ瀬村長
 期
 中

 本
 ・
 ・

 本
 ・
 ・

 本
 ・
 ・

 本
 ・
 ・

 本
 ・
 ・

 本
 ・
 ・

 本
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・

 ・
 ・
 ・</t

Ш

平

昭孝良

重健六

(埼玉県)

(6期)

邊

廣

吉

林井

三 達 喜 吉

				١			原澄	井信朗	村 正 二	誠	嶋		井 辰 夫	弘		良治				-	ムラオ	ル学旨
THE RESERVE							(岩)県		平賀町長 外川三千雄	(3期)	脇野沢村長 山崎 隆隆 一	七戸町長 福士 孝 衛門	(4期)	鶴田町長中野野 掔司	(8期)	(三年/木 胆/)	へ 巨司を木 ヨドン	門別町長郡一司一一一一門	二七二町長 逢星 坂 誠 二二		_ _ _	·
33 月	〔山形県〕	西目町長 三浦一孝郎	山本町長 石井洋 佑	(3期)	小坂町長 川口 博	(4期)	増田町長 石山米男	(5期)	(和目出)	「狄田県」	登米町長 中澤 弘	岩出山町長 佐藤に 一	(4期)	(宮城県)		滝沢村長 柳村 純二	(3期)	金 ヶ崎町長 高橋 紀 雄	(4期)	-	以名で 元章	こうロスコも長い
z H		壬生町長 清水 英世	(4期)	田沼町長小玉新	(5期)	都賀町長 杉山 金市郎	(6期)	(材ブリ)		電子浦町長郡 司 豊豊 廣	阿見町長 川田弘二	瓜連町長 関谷哲生	(3期)	伊奈町長 飯島 善善	金砂鄉町長 成一井光一郎	(4期)	(- 「技城是」	林悦	野敏	塩川町長 一吉原 喜三久	
:	石和町長 石原 (3期)	南部町長小沢	(5期)		「山梨県」	真鶴町長三木	(4期)	(神祭)り	「申祭川県ノ	日の出町長 青木		「見え者」	「東京都」	和田町長中山	大多喜町長 田嶋	(3期)			寄居町長 津久井	皆野町長 設樂	(3期)	神泉村長 質井

活 動



一般職員代表 群馬県鬼石町総務課長 飯塚 厳氏



助役·収入役·教育長·医師代表 栃木県河内町収入役 釜井啓一郎氏

白馬村長	小谷村長	美麻村長	泰阜村長	丸子町長	<u></u>	八坂村長	高森町長	<u></u>	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		押水町長	鶴来町長	寺井町長	<u>3</u>	志賀町長	<u>4</u>	穴水町長	5	富来町長	6	(石川県)		福光町長	井波町長	山田村長	宇奈月町長	4	朝日町長	大沢野町長	5	福野町長	6	(富山県)	下田村長	塩沢町長
福	郷	吉	松	堀	期)	大日向	吉	期)	<u> </u>	₹	中	車	酒	期)	細	期)	坂	期)	松	期)	児		桃	清	Щ	中	期)	魚	中	期)	溝	期)	県	佐	上
島	津	澤	島	内		向	Ш				西		井		Ш		本		田				野	都	﨑	谷		津	斉		П			藤	田
信	久	義	貞	憲		_					_	幸	悌次郎		義				佑				忠	邦	吉	延		龍	忠					寿	欽
行	男	夫	治	明		繁	貢				順	治	飶		雄		明		興				義	夫	_	之		_	雄		進			_	_
一色町長	木曽川町長	(3期	七宝町長	平和町長	(4期	西春町長	(5期)	(愛矢県)		函南町長	賀茂村長	(3期	小笠町長	岡部町長	(4期	河津町長	(5期)	一	(争司是)	上宝村長	国府町長	宮村長	山岡町長	美並村長	穂積町長	大野町長	(3期	岩村町長	笠原町長	(4期	清見村長	(6期	〔岐阜県〕	戸隠村長	信州新町長
大	Щ	\Box	粂	伊	$\ddot{\Box}$	上	\Box			芹	Щ	\Box	黒	井	\Box	櫻	\Box			小	北	大	山	河	松	杉	\Box	Щ	水	$\ddot{\Box}$	松	\odot		横	中
大河内	П		野	藤		野				澤	本		田	田		井				池	村	江	内	合	野	ш		上	野		岡			Ш	村
光	昭		-	勇		政				伸	正			久		恭					實	哲	音	辰	幸			哲	降		法			欣	
			<u>.</u>										淳之助							34	= %	_	_		•									///	T-#:
行	雄		章	夫		夫				行	和		助	義		次				強	治	雄	裕	男	信	茂		司	夫		泉				靖
	美原町長	岬町長	(3期	が、	、て気む	野田川町長	岩滝町長	丹波町長	大山崎町長	(3期	山城町長	(5期)	(写者)		永源寺町長	(3 期	中主町長	(4 期	虎姫町長	(5 期	「滋賀県」		海山町長	小俣町長	明和町長	玉城町長	大台町長	関町長	(3期	紀勢町長	香良洲町長	(4期	〔三重県〕	御津町長	鳳来町長
	高	中	5 7			太	糸	横	河	5	藤	5			久	期)	田	期)	上	期			塩	奥	木	中	千	清	5 7	谷	鈴	* /		深	下
	岡	出				田	井	ш	河原﨑		原				田		中		田				谷	野	李口	瀬	原	水			木			谷	江
	1-3	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				=	弘	義			秀				元		政		昌				i 等	英		信	1434	孝		左友	_			表	利
	ni-	1				貝			14 -						_								旭		吳		_	•			_			حب جاد	
	寛	次				美	志	雄	進		夫				郎		之		之				生	介	澄	_	淳	哉		見	司			範	幸



系統町村会事務局長及び職員代表 秋田県町村会共済事業課長 加藤勝紀氏



系統町村会長代表 兵庫県町村会長 水谷岩雄氏

) [河原町長		「景収晨」	大塔村長	湯浅町長	貴志川町長	桃山町長	(3	太地町長	九度山町長	_	打田町長	5	〔和歌山県〕	田原本町長	3	室生村長	下市町長	吉野町長	<u>4</u>	安堵町長	8	野迫川村長	9	て奈良県し		氷上町長	関宮町長	三原町長	播磨町長		3	(兵庫県)
7	其 右	月 ·	_	松熊	妻	中	Щ	期	濱	奥	期	根	期)	児	森	期)	奥	梶	福	期	島	期)	髙	期)	_	_	+	栃	中	佐	岩	期)	_
ì	近			本組	木	村	下		中	野		耒					本		井		田		田				倉	下	田	伯	槻		
5	利			善	尚	慎	忠		節	恒		公			晃			道	良		悠		幸				昭	喜	勝	忠			
;	夫			美個	武	司	男		夫	恒太郎		±			_		曻	男	盟		悠紀夫		篤				Ξ	幸	久	良	健		
	勝浦町長:	上板町長	_	徳	須佐町長	阿東町長	_	Ĺ	<u> </u>	御調町長	甲田町長	_	広	新庄村長	哲西町長	吉永町長	_	落合町長	成羽町長	_	矢掛町長	_	<u> </u>	「 到	津和服	大社町長	_	川本町長	鹿島町長	_	島	東伯町長	i 泊 i 村 長
	-	,	J	〔徳島県〕	長	長	3		⊒	長		3	(広島県)	長	長	長	4	長	長	5	長	6		可山農	津和野町長	長	3	長	長	4	[島根県]		tx :
	其	男	期	台			期	(ב			期	1			п.	期		-1	期		期	(7	_	_	期		_	期	1		
•	١١١)	吉			小	小				若	今			小	深	北		辻	秋		Щ				中	田		小	青			*	宮
	П	岡			田	野				林	井			倉	井	Ш			畄		畄				島	中		田	Щ			Ħ	脇
:	幸	義			孝					茂				博		禎		騏			治					和		泰	荸			壽	詳
	_	人	,		詞	斌				生	正			俊	正	昭		郎	毅		喜				巖	彦		敬	善太郎			J	. –
						 _																											
Ā	鞍手町長	くない		筑	,	=	東		査			i	三七七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	吉海	萧		生名		小松		宇和町長		明浜町長		·	7	琴平町長		三木町長	仁尾町長		香	井川町長
		т тт	$\overline{}$	HT ~	<u>1</u>	田	昭	$\overline{}$	ᇎ	$\overline{}$	回	! i	TH TH	т т	ĦΤ	$\overline{}$	*4	$\overline{}$	ĦТ				ш	\sim		=	ш	\sim					띹
H	長長	くめず長	3	筑穂町長	\ [田町	東津野村長	4	香北町長	7	知	i	三間町長	吉海町長	玉川町長	3	生名村長	4	小松町長	5	長	6	長	7	娱		長	3	長	長	5	川県	伎
+				其		「富岡県」		(4期)		(7期)	[高知県]														[愛媛県]	三世		(3期)			5期	〔香川県〕	
1	『長 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に		(3期)	永		田町県一	明	(4期)	和町長 野	(7期)	知果〕		町長大型		町長村	(3期)	田	(4期)	塩	(5期)		(6期)	酒	(7期)	(媛県)		長山		長石	山		川県)	中
1		日佐		其		田町県一		(4期)		(7期)	知果〕	:		有村							^{町長} 宇都宮				(媛県)							川県〕	
1	篠田	日佐		永		田田県一	明	(4期)	野	(7期)	「知県」	:	太西	i 村 I 上	村		田		塩				酒		(媛県)		Щ		石	山		川県)	中

活動



自治功労者代表謝辞 青森県鶴田町長 中野掔司氏



第2427号

優良町村代表謝辞 千葉県豊浦町長 遠藤一郎氏

 芦北町長
 期

 白志町長
 期

 「日本町長
 期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 月期

 「日本町長
 日本町長

 「日本町長
 日本町長
</

 吉井町長
 (6 期)

 北有馬町長
 (4 期)

 北有馬町長
 期)

 木木
 (6 期)

 本力
 大

 上高
 大

 水石松秀高渡 林木下 﨑 吉 方 﨑田 永 口 本 永田延村倉邊 三和喜男夫 - 丕 敦 清 英 康 英 康宝隆長円豊 良 成雄獎 夫 等 次 昭 宏俊博 茂 雄藏俊康次利 笠利町長(4期)屋久町長期日田田田田田田日日<
 山之口町長
 徳町長

 (3期)

 (4期)

 安心院町長
 事

 香々地町長
 安

 香々地町長
 安

 古
 安
 (3期) (4期) (4期) (4期) 〔大分県〕 (宮崎県) 上山辺土間内名 髙 永 田 田田永 Щ 博俊朝 十七郎 文 照 信 安光 一 克 毅 哉 義政義 哉 雄郎陽幸



第2427号

町

大森 彌 千葉大学教授 講演 要旨

礎的自治体の在り方に関する議 論をめぐって



関する論議を整理しながら、

村

ある。 ま出されている。 定義できるかという点は曖昧なま 以下なの 口が括弧書きで、 ている。 規模町村の整理に入ることになっ ことについて特段触れられていな 法の期限切れ後の対応についてで 人未満とされている。 中間報告では合併特例法の後の はじめに平成十七年三月の特例 特例法が終わったら直ちに小 自民党プロジェクトチーム しかも小規模市町村の人 か 人口だけで小規模と 例えば人口一万 合併を強制する なぜ一万人 切

となるであろう点についてお話し 最近の基礎的自治体の在り方に 争点

との印象は否めない。 だというのが私の考えである。 このような手法は政治的にもコス -がかかりすぎるし、 実現不可 拙速である

やはり、 では、 始末をつけると言われかねない。 回合併を見送っ 以降また合併なのかという思いが う特例法を作って一定期間もう一 対案を出す形になっている。 あるだろうが最後までNOと言い ても合併が進まないのに十七年度 している。これほどの支援を行っ 度合併を問いかけるべきであると れるだろうか。 一方、それに対して西尾私案が 今回の合併が済んだ後、 もう一度合併を促す場合 たところは直ちに NOと言えば今 私案

大森 彌(おおもり わたる)

1940年、東京都生まれ。東大大学院博士課程 修了。東大教養学部教授、学部長を経て、2000 年東大定年退職、千葉大学法経学部教授に。

行政学・地方自治論を専攻し、わが国の政治 行政の実態と問題点を研究。地方分権推進委員 会の専門委員(くらしづくび)部会長を務め分権改

日本行政学会理事長。岡崎昌之氏(地域政策 フォーラム代表) 等と共に「21世紀の日本にとっ て、農山村が、なぜ大切か」の原案作成にかか わる。著書に『分権時代の首長と議会』(ぎょう せい 『自治体職員論』(良書普及会)等。

多くなる場合もある。 額が膨らみ 代的である。 合併させようという考え方は旧時 財 ことである。これほど国も地方も は財政支援はもう行わないという ならない手法しかない。 組みにとどまりながら強制合併に ベ いので、 で、 ない限り、 |政的に厳しいのに、金を配って たように強制合併は政治的に難 次に手法についてだが、 ぎりぎり自主合併の 合併後基準財政需要 もともと財政面で一 合併前より交付税が 個別に検討 明白なの

これをどの段階で打ち出すかだ。 定するのかは分からないが問題は 度で打ち出すのか合併の場合に限 では検討が行われている。

般制

について、

もうすでに総務省の中

できるという根拠規定をおくこと 各市町村が作りうるようどこかで るかという点が争点になるだろ 根拠と手法についてどう判断

定する根拠はないと考える にやるべきだ。一定規模以下に がってもし再度促すなら全市町村 あって進まない部分が多い。 に今回の合併では都市側に問題が ಶ್ಠ に帰することは事実に反してい かし合併が進んでいない理由を人 れ以下のところになるだろう。 になる。 も現行法制上の市並みということ と三万、 市並みということを特例法で読む 度点検してもらいたい。 が まず根拠については、 人口が拠り所となっている。 現在の合併の進捗状況をもう 定規模以下であるという点 自治法本体で読むと五万 合併を再度促す対象は 少なくと 明らか U 限 た

先に述 枠 す いのだ。 ある。 会を越えるようなものを考えるべ をしていただいて結構だから、 だろうが、これだけではとても動 果たすことになるだろう。ここま どを考え合わせると都道府県が斡 律にメリットを計ることはできな 要なことだ。この仕組みを自由に 発想だが、 いというのが昭和の大合併以来の エゴが残って合併の実が上がらな きではないかと自民党案の中にも 在の特例法で決めている地域審議 できた重要性に鑑みて合併後、 う案を同時に仕込むのではない とか踏みきってもらえないかとい いう懸念に対して、 と合併した場合旧町村が寂れると かないと国は見るだろう。 でが次の特例法の主な内容になる 旋・調停、 らないとすると行政手法しかな !なる自治を充実させることは必 合併後旧市町村が今まで営ん 昭和の大合併の時のやり方な そういうものを作ると地域 このような財政手法を採 区域を大きくする際に 勧告という形で役割を 寂れない工夫 都市部 何 現

はこれしかない。

ある。今のところ考えられる対案 せてください」というのが対案で それをセットにして出された時

それを含めて市町村がどう考

方法は三つある。 る仕組みだがこの場合考えられる ているのは都道府県が肩代わりす たがって西尾私案にもない。残っ ない。この案は実現不可能だ。し 地扱いされるような案は認められ どできない。 域でない住民に対してやることな せるとしているが、自分の行政区 縮小して周辺自治体に肩代わりさ 自民党案では小規模町村の事務を ていいということにはならない。 らといって町村をなくしてしまっ えるかがポイントになるだろう。 ただし、そういう案を作ったか やってもらう方も属

先機関を新たに置くなどというこ 革の時代に残った町村のために出 一つは直轄でやることだが、行



が、 ıΣ なったとたん広域連合が再び登場 連合方式を一切前提にしないな 治体を全部作り直す案なので広域 という立場だ。西尾私案も基礎自 合方式を全部捨て去って合併一色 党案と西尾私案は一貫して広域連 のところと広域連合を組むことだ すでに述べたように不可能であ とは分権改革に逆行する案であ してきてしまうのだ。 శ్ఠ 市に委託することだが、この案は ここに西尾私案の弱点があ しかし県が肩代わりする案に 合併特例法と骨太方針と自民 残るのは県が小規模町村以外 あり得ない。 二番目は周辺の

のでその是非についてきちんとも が認めてきた自主合併に反するも 団体から外そうすれば法的に強制 ある。憲法が認めている地方公共 争点が出てくる。小規模なところ ならこの案だろうが、ここでまた 整えるというもので、 譲することで基礎自治体の体制を より一定規模まで大きくしておい かの基礎自治体に編入する案であ しないとできない。 入されるという事実上強制合併で は周辺の基礎自治体に自動的に編 てそこへ都道府県の事務権限を移 最後の大きな争点は、全部どこ 編入しておいて、将来合併に 強制編入は今まで我々 本当にそれが もし残るの

のを言えるかどうか。

しまった。 理由で直ちに合併一辺倒になって 思決定も早くなり効率的だという 去られてしまい、 理由で失望され、その段階で捨て ない、コストも結構かかるなどの 広域連合制度は調整がうまくいか 合を逆手に取る方法が出てくる。 るかどうか。そこで今度は広域連 しかしそれだけで踏みとどまれ 一本になれば意

きますからこの案を並置して選ば しても自分たちできちんと対応で ちの手でやり抜きます」、「総額と 合に相当程度近づくように自分た たな広域連合で行い、合併した場 てはならない相当程度のことは新 はきちんと残しつつ、協力しなく で、「自治の単位としての市町村 のになるのではないか。そのト に再構成すれば活き活きとしたも 前に仕込んだ手法を時代が変わっ 合った仕組みである。分権改革の いうもので、分権改革に非常に る問題を持ち寄って解決しようと ありながら、自分たちを超えてい 間についてもあてはまる。広域連 うとしたが、この考え方は市町村 の関係を対等協力の関係に変えよ して当面の交付税の切り込みに対 て分権改革の後、 合というのは市町村同士が対等で 分権改革の時に従来の上下主従 使いやすいよう

均質になってしまう。 農山村地域 相応しく自治にも多様な仕組みが 域を包含して大きな市になったと やっても成り立たない。農山村地 編入だけに限るというのはどう と考えるべきだ。 に相応しい自治の仕組みをきちん タイプの自治体しかないと全国が あってしかるべきだ。将来一つの になってしまう。国土の多様性に しても農山村地域への配慮は希薄 る道を閉ざす必要はないが、強制 もちろん合併を自主的に選択す

だろう。 を見せない限り簡単にはいかない に乗り出していきますということ 村を残しながら新しい形態で努力 とではない。何とかして今ある町 しかし今のままでいいというこ

報

力学也ル

N © W

<u>&</u>

KON KON

した人が対象。 十四年度に住民基本台帳に登録 る。いずれも永住を前提に平成 さらに商品券五万円分も贈呈す ている。 最高五〇万円の奨励金を交付し 築住宅を購入したりする人に 奨励金を交付住宅新築者等に に、町内で住宅を新築したり新 町は、定住者の増加をねらい 町外からの転入者には 新十津川町 道

ドゴルフ協会からの陳情を受け オープングラウンドゴルフ場が 販売している。 場を造成し、利用してもらって で、昼食と温泉付きの利用券も いる。料金は一人一日二〇〇円 に広さ二haのグラウンドゴルフ て、町営大森リゾート村の一角 ○人が加入している町グラウン 町は、町内のお年寄り約二〇 大秋 森田 町県

理マニュアル」を作成小中学校対象の「危機管

着手へ 湿原のブナ林復元に 田福島町県

格的に着手する。 度から復元計画地への植林に本 五六haを公有地化、平成十六年 づくりサポート 事業に指定され を募集した。ブナの植林は県地域 地で苗木を移植するボランティア ブナ林を復元するため、 川の源流地の駒止湿原に広大な 国の天然記念物である阿賀野 町は現

ギーの導入を検討 自然を活用したエネル 発電を検討するため新エネル 村は、村内の自然を生かした 三山 富梨 村県

査結果を発表する予定。大賞受

第2427号

合学習の時間に活用していく。 七m) の記録を残していくド 映画の製作を支援ドキュメンタリー キュメンタリー 映画の製作を支 のトンネル「中山隧道」(八七 完成させた手掘りでは国内最長 完成予定で、上映会や学校の総 費を集めた。 援するため、基金を設置し製作 村は、昭和初期に村民の手で 同映画は二月末に 山古志村県

> 業務委託契約を締結し、安否や 導入している。町内の郵便局と

> > 組みを推進している。絵本を通

せる「ブックスタート」の取り

町は、乳児に絵本を読み聞か

取るべき対策などを明記した。 保健衛生、災害発生時に教諭が 生徒の学校生活での安全管理や 判、六一ページの冊子で、児童・ 教諭等に配布している。A4 機管理マニュアル」を作成し、 安全確保に迅速に対処するた め、小中学校を対象にした「危 町は、授業中の子どもたちの 宇奈月町県

今年九月に締切り、十一月に審 町の祭りや伝統芸能を題材にし 創設し、作品を募集している。 を対象に「祭り街道文学大賞」を にアピールしていくのがねらい。 た小説を執筆してもらい、 祭り街道文学大賞」 町は、同町を舞台にした小説 O) 阿長 南野 町県 全国

の導入を検討している。 ど、自然を活用したエネルギー や間伐材のバイオマスの利用な る水圧を利用した発電の可能性 道の水源と各家庭の標高差によ ギー ビジョン策定委員会を設置 し、調査を進めている。 簡易水 賞作には賞金五〇万円を贈る。

進めている。竹細工、城山登 り体験百貨店構想」の具体化を 山、綱引き神事など、自然との 百貨店構想を推進 ハ木町農山村環境づくり体験 京都府 健康状態等をチェックする。

げていくのがねらい。 に温泉を掘削 黒滝村観光施設の集客アップ 奈良県

を活発化し、町の活性化につな

祉に温泉を活用していく。 年寄りをはじめ村民の健康や福 一層の集客を図るとともに、 温泉を楽しめる施設を整備して 近くで、温泉の掘削を行った。 点となっている「森物語村」 る施設として村の観光の中心拠 村は、 森林の大切さを体験す の お

ど山積みされた問題に迅速に対 二人助役制を導入行政運営強化に トを廃止して二人助役制を導入 応するため、町は収入役のポス 合併問題や高齢者福祉対策な 久岡 米山 町県

的に独居高齢者に声掛けを行う る「ひまわりサービス」を活用 として郵政事業庁が実施してい 声掛け事業を試験導入独居高齢者への お元気ですか」訪問事業を試験 し、地元民生委員とともに定期 町は、高齢者サービスの一環 春静 野岡 町県 担するが、重要案件の決裁は一 推進していくのがねらい。 ど、町の行政運営をより強力に 人の助役を通すようにするな した。各課の決裁事項などを分

絵本を配布乳児に読み聞かせ用

大熊 矢本 野

可県

どの体験を楽しんでもらおうと いうもので、都市住民との交流 触れ合いや農業、ものづくりな 町は、「やぎ農山村環境づく

森の生命水」を発売

南宮 郷崎 村県

配布している。

た事業で、六か月児健診に訪れ 育ってもらおうとの願いを込め かで豊かな心を持った子どもに して親子のきずなを深め、健や

た親子に読み聞かせ用の絵本を

クターの南郷温泉が製造してお している。 村が出資する第三セ ボトル詰めにしたペットボトル 原川」の水に活性水素を加え、 で村をPRするのがねらい。 り、自然の恵みの象徴である水 入りの水「森の生命水」を発売 村では、村を流れる「又江の

郵便局と協定で制制消火活動で 徳 定 児 島 町 県

便局二局のバイクと軽四輪車に 便配達員がボヤを発見した場 小型粉末消火器を積載し、 町内の郵便局と結んだ。集配郵 合、初期消火活動を行う協定を 前から問題になっていたため、郵 畑の野焼きによるボヤなどが以 な初期消火活動を行っていく。 サトウキビ栽培が盛んな町は、 迅速

カプセル Ν 0 & N e w

私の住居も山懐の農村集落であ

町 を

想う



埼ェ児 玉 だま 町 柏

県

長

沼等の多い自然が豊な町でありま が山林を占める、 北端に位置し、 人口約二万二千人、埼玉県の西 町の面積の約四割 緑濃いそして池

L١

います。

す

公務に励む毎日であります。 ととなる訳であり、 年間の人生を町の行政に携わるこ 現在七十三歳であります。 期十六年目を迎えている。 四月に児玉町長に就任し、 年の三月まで三十六年間勤務いた 村合併前の旧秋平村役場に奉職以 和二十五年の四月であります。 身ともにいたって健康であり この町の行政に関ったのが、 休む間もなく昭和六十二年の 児玉町職員として昭和六十一 現在もなお 五十二 そして 現在四 町 昭

> 等は、 話を聞いて、さもあらんとうなず 盛んであり、「児玉ナス」は知られ れております。 ており、 りまして、 かされております。 ますが、土に親しみ作物の手入れ の情報を提供していただいており お話などを聞いたりいたし、 訪ねたり、いろいろな生産研究の の無い日でも野菜づくりの農家を ていまして、私もときたまの公務 トレス解消法ともなっている等の 健康法でもありますし、 色々な農作物が作付けさ 周囲には田園が広がっ 特に野菜の生産は 多く ス

5 しました。裏通りに少し入れば、 ち」として、 さて、その児玉町であります 瓦製造が盛んであったことか 甍のある風景、セピア色のま 町勢要覧に紹介いた

ます。 を大切にしてまいりたいと想って す。 もやすらぎを感じるものでありま 出して、 れの池沼がそれぞれの風景を醸し るものが多いわけですが、 農地の用水池として使用されてい Ś の林立する街の風景よりのどか の風景が広がりこれもまた、 のどかな風情を醸しています。 やすらぎを感じることができ これからも、このような風景 町の高所から眺めれば、「甍」 さらに、池沼が多く山間の これを眺めているだけで 、それぞ

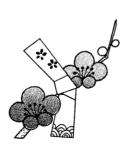
ます。 落ち着いた町ということだと想い たものだと言うことでした。 ゆったりとできる町」として感じ 感想が紹介されたものです。 ということで、旅人である著者の それは、児玉町を「なにもない町」 に紹介されたことがありました。 を訪れたときの話が、なにかの本 の流れがゆったりと感じられる、 て、その中身は「そのくらい 旅行好きなある旅人が、児玉町 時間 しか

たしたいと想っています。

らせる街づくり」のために生活道 町について「住み良い安心して暮 さて、 このような自然豊な児玉

板塀のある風景が広がり、とても ビル # そんなまちづくりをめざしてふる みて初めてわかるその町の良さ、 もって、「人が元気、暮らしが元気、 福祉·健康增進事業、産業振興事 拡張事業、 町上水道普及のための第七次水道 然林の中の総合運動公園整備事 まふるさとの森公園に隣接した自 町総合計画」に基づき、総合公園 のため、 点的に事業を実施してまいりまし 路の整備等、 さとこだまのために全力投球をい して積極的に展開しております。 未来が広がる都市こだま」をめざ 整備事業(総合体育館含む)、こだ にスタートしました「第四次児玉 に建設し、 合併の流れが進む中で、住んで 教育の振興充実などの施策を さらに、 児玉南土地区画整理事業、 総合文化会館を平成八年 現在は平成十四年四月 生活幹線道路の整備 ゆとりある文化創造 生活環境の整備を重

全



ほか、

援プログラムの普及 を挙げている

受動喫煙防止対策、

禁煙支

たばこの価格引き上げについ

ても、

なども減少するとの報告があること

-が下がり、

超過医療費

を基本として、

有効なたばこ対策の一つであ

とができる統合補助

金が、八件

町

報

策

今後の て」まとまる たば ご対 策 厚生労働 \mathcal{O} 基 本的 考 え方に

栄養部会はこのほど、「今後のたば厚生科学審議会地域保健健康増進 見具申を行った。 取りまとめ、坂口厚生労働大臣に意 こ対策の基本的考え方について」を て たばこに関する基本的認識とし 喫煙者はがん・心臓病・

進の観点から、たばこ対策に一層取ことを挙げ、今後は、国民の健康増 げ、たばこの消費を抑制し、 成年者の喫煙率も過去と比べて依然 くことが必要であるとしている。 健康に与える悪影響を低減させてい り組むことにより、喫煙率を引き下 研究や調査によって指摘されている 悪影響を及ぼす.の五項目について として高い、 先進国の中で極めて高く、 の悪影響がある、 男性の喫煙率は煙には本人による喫煙の場合と同様 中・肺気腫など疾病の罹患率が高い 一兆三、〇〇〇億円)・労働力などへ 喫煙には依存症がある、 喫煙は医療費 (試算 また、未 国民の 受動喫

> どを含む)の概要をまとめた。 おける補助金等(負担金、交付金財務省は、平成十五年度予算案 の平 概成 五 年 度 補 金

り、対前年度当初比一・一%増の二伴う社会保障関係費の増加などによは、高齢化の進展や失業率の上昇には、高齢のの単級会計ベースの総額

(同比七・六%減)、公共事業関係費 (同比七・六%減)、公共事業関係費 で付先別に見ると、地方公共団体 向けの補助金は、特殊法人改革を受 け、同比一五・一%減の二兆六、ハ 七三億円となっている。また、地方 とご共団体向け補助金の主な経費で は、社会保障関係費が一〇兆六、ハ 七三億円となっている。また、地方 な共団体向け補助金の主な経費で は、社会保障関係費が一〇兆六、ハ 七四億円(同比六・〇%増)、文教及 で科学振興費三兆一、五四六億円 び科学振興費三兆一、五四六億円 で利学振興費三兆一、五四六億円

円が計上されたほか、整理(一九七は、新規分一四〇件、二、六四一億補助金等の整理合理化について 整理合理化件数は、一、八五二件、ニュー化(三件)等が行われた結果、 七、五一五億円となっている。 の 減額(八七四件)及び統合・メ 他、国が箇所付けしないこと

煙率ゼロに向けた喫煙防止対策の推十分な知識の普及、「未成年者の喫が及ぼす健康への悪影響についての

その具体的な対策として、

喫煙

等(負担金、交付金な 平成十五年度予算案に 等 もに、

て地方の裁量で定めるこ 具体の事業箇所・内 名称、販売年月日等伝達情報の記先の氏名、仕入れ年月日、販売先の日ット番号を表示、 牛肉の仕入れ等見やすい場所に個体識別番号又は等見やすい場所に個体識別番号又はの販売者には、 牛肉の容器・包装肉販売者には、 流通段階の措置として牛 録・管理等の義務づけを行名称、販売年月日等伝達集先の氏名、仕入れ年月日、ビーリット番号を表示、一牛肉 方の氏名又は名称の記録・表示、 出荷者と引渡しを る担保措置として、はお、同法案では 義務づける。

改善命令等の措置をとることとし |勧告及び是正に従わなかった場合 違反に対する是 肉 サ IJ テ 1

仕組みを構築する。においての情報を知ることができる ターネットで生産から流通の各段階 体識別番号により一元管理するとと肉の安全性を確保するため、牛の個 状脳症(BSE)問題で揺らいだ牛ティー法案を閣議決定した。牛海綿政府は、この程牛肉トレーサビリ 消費者を含め関係者がイン

(家畜改良センターが代行管理)に届別、 母体の個体識別番号等を国所有者は 出生年月日、 雌雄の 通知を受けた個体識別番号を印字し台帳を作成する。所有者は、国からけ出、国はそれをもとに牛個体識別 た耳標を装着を義務づける。 生産段階では、牛が出生すると、

番号又はこれに代わると畜番号等の出、 牛肉の引渡し先への個体識別と畜年月日等のセンターへの届けまた、と畜段階の措置としては、 「又は名称の記録・管理等を出荷者と引渡しをした相手

管理等の義務づけを行う。 同法案では当該措置に対す